専決処分の報告について

市道の管理瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、 地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年11月26日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

専 決 処 分 書



市道の管理瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

- 1 賠償金額
 - 57, 299円
- 2 賠償の相手方

令和7年10月22日

秦野市長 高 橋 昌 和

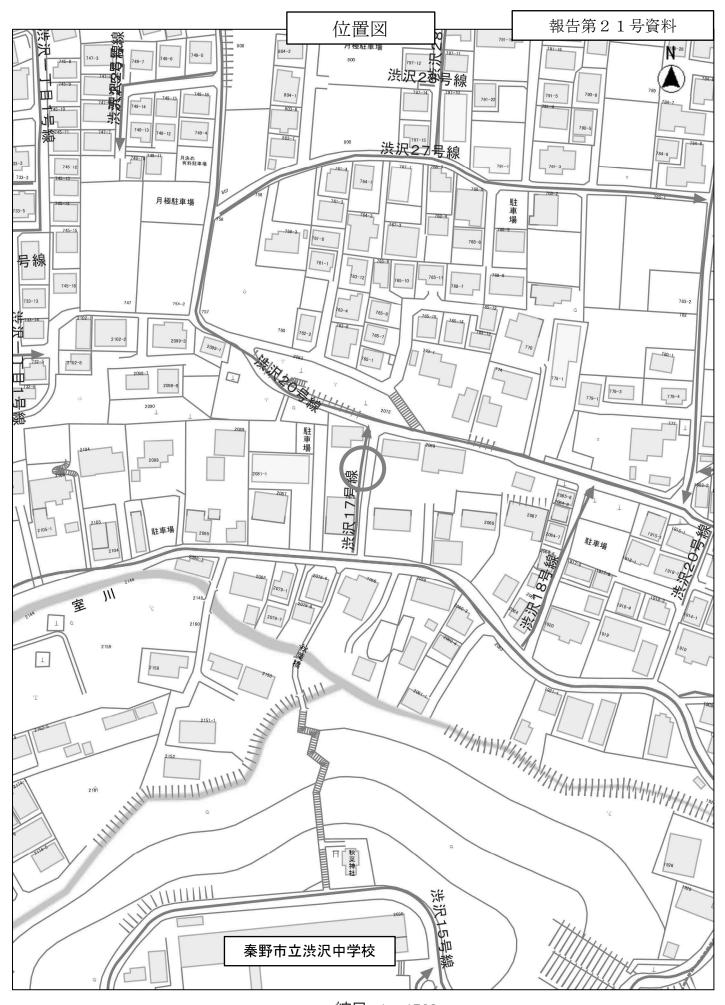


事故の概要

- (1) 発生日時 令和7年8月24日(日)午後3時40分頃
- (2) 発生場所秦野市渋沢2078番地先
- (3) 事故の状況

また。 さんの運転する普通自動車が、上記場所の市道渋沢17号線を 走行中、グレーチングの上を通過した際にその一部が跳ね上がり、車両の 一部が損傷した。

- (4) 本市の責任原因 市道の管理瑕疵
- (5) 本市の責任割合100パーセント



縮尺 1:1500